

整形靴のこれから

子供の足と靴を考える会 大野 貞 枝

「ローマへの道はいくつもある」と、ドイツの医師バウムガートナー氏は、2003年度I V O総会で整形靴技術者の養成と普及について触れた。各国の教育システムや社会制度は多様であるのだから、それぞれの国に適した制度があっという間という意味だ。そこで、日本で唯一の整形靴科がある神戸医療福祉専門学校の整形靴科を中心に、日本の「ローマへの道」を考えてみようと思う。



(写真1) カスタムメイドインソールの作成を教えるドイツ整形外科靴マイスター

■整形靴科

神戸医療福祉専門学校の整形靴科は、ドイツの整形外科靴技術者の養成カリキュラムを参考にしている。専門分野では、医学系、ビジネス系、専門実習の三つに分かれ、実習では、採寸・採型、木型製作・修正、革の裁断・縫製・つり込み、底づけといった靴製作のための全工程をマスターする。各科目と時間数は以下の通りだ。

(時間数は平成14年度カリキュラム参照)

1. 医学系

a. 基礎医学知識

下肢に関わる解剖学 (32時間)、生理学 (8時間)、運動学 (8時間)

b. 専門医学

整形外科学 (13時間)、病理学 (15時間)、

リハビリテーション医学 (15時間)、下肢疾患セミナー (32時間)、義肢学 (6時間)

2. ビジネス系

販売士2・3級講座 (81時間)、販売演習 (16時間)、プロダクトデザイン (28時間)、プロダクトデザイン演習 (16時間)

3. 専門学習

義肢装具学 (14時間)、靴材料学 (11時間)、足底板製作各論 (10時間)、足底板製作実習 I、II (60時間)、靴製作実習 (185時間)、整形靴製作実習 (105時間)、木型製作 (60時間)

整形靴科は、1年次は病院へ行くほどでもないトラブルを持った人や、その可能性



(写真2) 授業風景

のある人に対しての足のケアやトラブルの予防、靴の調整や製作を学ぶ。その予防医学的な業務は、これからの高齢化社会で増加が見込まれる。2年次はさまざまな製法を学び、変型がある人の整形靴を製作する。

ドイツの整形外科靴は、症状に合わせて足底の体重を分散し、アライメントを調整する方法がとられることが多い。その保存療法的な処方は、手術や鎮痛剤に頼りたくない患者に支持されている。また、装具でありながら靴として履いている姿にファッション性があり、精神的にも生活を楽しめるという点に従来の靴型装具には無い魅力がある。このように整形靴の概念は、従来の靴型装具とは一線を画し、注目される専門分野といえる。

しかしながら、全日制の2年間の整形靴科を終了しても、まだ一人前の職人にはなれるわけではない。ドイツの制度を真似るなら、整形靴科を卒業後は、現場で有給の見習いとして2-3年間研修し、学校に戻って更に1-2年補講を受けて、はじめてドイツの整形外科靴マイスターの受験資格が得られるというところだろう。しかし、これでは専門学校として、生徒を集める上で現実的ではないので、2年制の現在の形になっているが、より技術を磨きたい生徒

のために、見習いが出来る現場を確保し、マイスタークラス的能力を養成、認定するコースも設けてほしいものだ。

■資格

神戸医療福祉専門学校には、次の学科がある。

[福祉系学科]

*整形靴科を除いた二つの科は、卒業時に国家資格が取得できる。

- 社会福祉士科（3年制）
- 介護福祉士科（2年制）
- 整形靴科（2年制）

[医療系学科]

*すべての科は、卒業時に各国家試験受験資格が取得できる。

- 言語聴覚士科（4年制）
- 義肢装具士科（3年制）
- 救急救命士科（2年制）
- 理学療法士科（4年制）

福祉系と医療系の七つの科の内、整形靴科を除くすべての科は、卒業と同時に国家資格またはその受験資格が得られることが目をひく。現代は、公的資格が専門学校教育を規定しているといわれる。当校の整形靴科が異色である理由は、整形靴科の公的資格制度が認定されていない中で、他の専門学校に先がけて設置されている点である。

しかし、整形靴製作は、卒業時に公的資格（または国家資格）の受験資格が得られてもおかしくない、他科と比べても遜色の無い職業だ。もし公的資格が認定されれば、他校にも整形靴科が設置され、専門技術習得者が増え患者の要望に対応しやすくなる。もちろん、本来の公的資格制度の目的である、専門技術能力が最低基準ラインを

満たしていることの公的証明によって、社会的信用を得る利点もある。

整形靴分野の専門分野を確立し、公的資格の職業にすることについては、それが義肢装具士の資格の範囲内での整形靴分野の独立か否かで、意見が分かれるところだろう。しかし、この問題についてはここでは触れない。従来は、ドイツ靴輸入会社が主催する数週間のセミナーのみが教育の場であったが、1999年に神戸医療福祉専門学校で整形靴科が設置され、整形靴の社会的教育環境を整える端緒となったことに注目し、今後は専門分野の確立、公的資格の認知への発展が求められる理由の一端を述べる。

■整形靴技術者と義肢装具士

採型・適合は、義肢装具士にしか許可されていない業務だ。採型とは、足や脚の型を採ることで、適合とは、出来上がったものが合っているかどうかのチェックをすることを言う。オーダーの整形靴製作は、本来採型時に筋肉質か否かを観察し、関節の可動域を見て、足の計測値や陽性モデルからは読み取れない情報を得る。同時に、患者に直接話を聞くことによって、医師の指示書の範囲内で、患者の物理的・精神的要望を取り入れる。また、完成した整形靴が適合しているかどうかを、製作者自ら行うことによって、どこに修正が必要かをつかむ。

しかし、日本では採型・適合は「診療の補助行為」であり、義肢装具士の業務独占資格になっている。整形靴（靴型装具）をめぐる、整形靴技術者と義肢装具士の業務範囲の違いはここにある。以下は、その関連法規の抜粋だ。



(写真3A) カスタムメイドシューズ



(写真3B) カスタムメイドインソールの製作過程

○義肢装具士法

第一章 総則

(定義)

第二条

3. この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。

第四章 業務等

(業務)

第三十七条 義肢装具士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律二百三号）第

三十一条第一項及び第三十二条の規定に関わらず（A項を参照 筆者）診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第一項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（第八条第一項は、犯罪等による免許の取り消し 筆者）

（特定行為の制限）

第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行ってはならない。

A

保健師助産師看護師法

[看護師業務の制限]

第三十一条 看護師でない者は、第五条（B項を参照 筆者）に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

[准看護師業務の制限]

第三十二条 准看護師でない者は、第六条（C項を参照 筆者）に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

B

[看護師の定義]

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦（産婦のこと 筆者）に対する療養上の世話又は診療の補助を行うこと

を業とする者をいう。

C

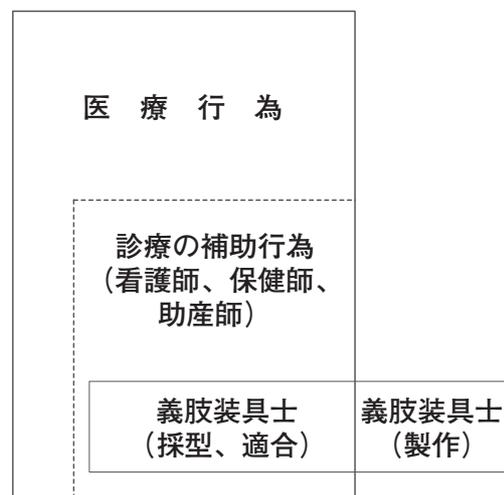
[准看護師の定義]

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう。

ここで重要なことは、義肢装具士法、第四章、第三十七条で、「義肢装具士は、保健師助産師看護師法の、第三十一条及び第三十二条の規定に関わらず」という一文である。義肢装具士は、保健師助産師看護師の業務独占である診療の補助が、義肢及び装具の装着部位の採型並びに身体への適合においてできる職務なのだ。

つまり、義肢装具製作は、製作業務そのものは無資格者でもできるが、その場合、義肢装具士という名称の使用はできない「名称独占資格」であり、かつ、採型・適合に関して、有資格者のみが業務を行うことができる「業務独占資格」なのだ。なお、

図1 医療行為と義肢装具士の業務との関係



（財）日本障害者リハビリテーション協会発行
「リハビリテーション研究」

1993年9月（第77号）36頁～39頁

図1は、義肢装具士の業務が業務独占である採型・適合と、名称独占の製作に分離していることを示している。つまり、製作業務のみは、義肢装具士であると名乗らなければ無資格者が行ってもよいため、外部に製作を委託することができる。

■ドイツ職業訓練委員会のインフォメーション

次に、ドイツの整形外科靴マイスターの採寸・製作・適合について、最近のドイツの職業訓練委員会のインフォメーションから紹介する。(下線は筆者)

[仕事の範囲]

整形靴職人という職業は、医療関連の手工業職に所属する。整形靴職人は、患者のより良い社会復帰を促進するために治療を行う医師と協力しながら足および下腿の整形外科的ケアを行う。

患者をサポートし、また専門医やリハビリチームと密接な協力活動を展開するためには、医学の知識と心理学的な感情移入能力が不可欠である。(中略)

整形靴職人のこのような活動は、治療する医師が作成した処方に基づいて行うことになっている。その他に、整形靴職人は医学的要件ではない行為を行う。

[職業上の資格]

整形靴職人は、以下に掲げる行為を行うことができる。

- 使用目的、身体との相性および経済性を基にして革およびその他の素材・補助材料を選択する。
- 基礎となる技術書類を作成し、作業の進め方を定める。
- 整形用の補装具と処置に必要な費用を計算する。

- 整形外科的症状を把握し、患者をサポートしてアドバイスをを行う。

- 足と脚を採寸し、採型、木型を作り、フォームエレメントを製作する。

- さまざまな作業技術を使いオーダーメイドの整形靴を製作する。

- 靴の補整を行い、足を支え、包みこみ、修正し、補正するインナーエレメントを靴に組み込む。

- 補装具を修正し、保守する。

- 既製靴の整形外科的調整を行う。

- 義足の製作、特に整形用インソール、インシュー、下腿義足、果義足、足根義足、および足根中足義足、足指義足を製作する。

- 製作された義足を調整する。特にサポーター、下腿義肢、足根中足義足および圧力分布採取用補助具の調整。

- メディカル・フットケアの治療処置を行う。

- 品質を評価し、品質維持の対策を講じる。

下線の部分は、整形靴技術者が患者に直接接触し合わないと出来ない作業である。ドイツでは、採寸・適合をし、患者を観測し、心理的に感情移入をすることが求められている。これは、採寸・適合と製作を一貫して行わなければならない業務である。

■整形靴技術者のあり方

日本では整形靴製作において、採型・適合と、製作の業務が資格の有無で分離しているため(図1参照)、二つの作業の担当者が、別個の人間になる傾向がある。しかし、採型をする者が患者と接してその心理を理解して、製作と適合にまで携わるのが本来あるべき姿である。整形靴が専門分野として確立し、採型・製作・適合の一貫作業ができるようになることが望まれる。(この場合の製作とは、主に木型製作を意味し、



(写真4) 学生が作ったインソールを並べる

縫製等を含むまでの一貫作業を特には意味しない。))

ところで、ドイツの整形外科靴マイスター制度は、以下の二点がポイントだろう。まず、最近の報道によると経済効率の観点から、ドイツにおいてマイスター制度の廃止の案が出ているが、整形靴技術者はその廃止の対象には含まれていない。このことからわかるように、職人の経験と勘が特に求められる職業であり、養成制度としての徒弟制度が評価されている点だ。次の一点は、ドイツの整形外科靴が医師の指示書がある場合は保険の取り扱い対象になっていることだ。何事も経済的に支持されなくては普及しにくいことだ。

そこで、日本においても一定の期間を定めた現場での有給（見習い生の額）の研修制度を検討してみてもどうだろうか。能力の向上と、現場に即した教育が望まれるからだ。また保険については、治療が必要な場合は保険適応となり、そうでない場合は自費となる線引きが明確にされるべきだろ

う。その線引きのため、靴販売店がグレーゾーンの顧客に医療機関の受診を勧めるべきか否かの判断が可能なソフトの開発が求められる。

さて、整形靴製作において、採寸・適合と製作が分離されている法的な現状を取り上げて、整形靴の専門分野の確立および公的資格認定の必要性について述べた。一般的に、どんな職業においても資格制度の制定運動には、関係者同士の意見の対立や既得権者の反対があり、資格申請、認定は相当の努力と時間がかかる。整形靴分野においても、今後、数年をかけて義肢装具業界内の調整や靴関連業者の意見の統一等に努め、自浄作業も含めて専門分野の確立のための環境を作ることが期待される。